

新潟県理容師法施行細則及び新潟県美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第31号

新潟県理容師法施行細則及び新潟県美容師法施行細則の一部を改正する規則

(新潟県理容師法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県理容師法施行細則（昭和42年新潟県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																																													
<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(表)</p> <p>理容所開設届</p> <p>(略)</p>		<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(表)</p> <p>理容所開設届</p> <p>(略)</p>																																													
<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">構造設備の概要</td> <td>作業場</td> <td>待合所</td> <td>作業椅子</td> <td>洗髪設備</td> </tr> <tr> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>脚</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ドライヤー</td> <td>蒸気消毒器</td> <td>紫外線消毒器</td> <td>薬物消毒器</td> </tr> <tr> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="5">その他の構造設備</td> </tr> </table>		構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備	m ²	m ²	脚	台	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器	台	台	台	台	その他の構造設備					<p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">構造設備の概要</td> <td>作業場</td> <td>待合所</td> <td>作業椅子</td> <td>洗髪設備</td> </tr> <tr> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>脚</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ドライヤー</td> <td>蒸気消毒器</td> <td>紫外線消毒器</td> <td>薬物消毒器</td> </tr> <tr> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="5">その他の構造設備</td> </tr> </table>		構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備	m ²	m ²	脚	台	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器	台	台	台	台	その他の構造設備				
構造設備の概要	作業場		待合所	作業椅子	洗髪設備																																										
	m ²		m ²	脚	台																																										
	ドライヤー		蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器																																										
	台	台	台	台																																											
その他の構造設備																																															
構造設備の概要	作業場	待合所	作業椅子	洗髪設備																																											
	m ²	m ²	脚	台																																											
	ドライヤー	蒸気消毒器	紫外線消毒器	薬物消毒器																																											
	台	台	台	台																																											
その他の構造設備																																															
<p>理容所と同一の場所で開設する美容師法施行細則第31号</p> <p>開設する美容師法施行細則第31号</p> <p>年月日</p> <p>年 月 日</p>																																															

備考

- 1 開設者の生年月日は、法人である場合には記入しないこと。
- 2 「理容所と同一の場所で開設する美容師法施行細則第31号」欄は、開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容師法施行細則第31号が開設されている場合又は美容師法施行細則第31号が開設されている場合（この届出と同時に同行する場合を含む。）に記入すること。

備考 開設者の生年月日は、法人である場合には記入しないこと。

(略) (略)

(新潟県美容師法施行細則の一部改正)

第2条 新潟県美容師法施行細則（昭和42年新潟県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																																																																	
<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p>(表)</p> <p>美容所開設届</p> <p>(略)</p>		<p>第22号様式（第26条関係）</p> <p>(表)</p> <p>美容所開設届</p> <p>(略)</p>																																																																	
<p>(裏)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>作業場</td> <td>㎡</td> <td>待合所</td> <td>㎡</td> <td>作業椅子</td> <td>脚</td> <td>洗髪設備</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ドライヤー</td> <td>台</td> <td>蒸気消毒器</td> <td>台</td> <td>紫外線消毒器</td> <td>台</td> <td>薬物消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他の構造設備</td> <td colspan="4">その他の構造設備</td> </tr> <tr> <td colspan="8">概要</td> </tr> </table>		作業場	㎡	待合所	㎡	作業椅子	脚	洗髪設備	台	ドライヤー	台	蒸気消毒器	台	紫外線消毒器	台	薬物消毒器	台	その他の構造設備				その他の構造設備				概要								<p>(裏)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>作業場</td> <td>㎡</td> <td>待合所</td> <td>㎡</td> <td>作業椅子</td> <td>脚</td> <td>洗髪設備</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ドライヤー</td> <td>台</td> <td>蒸気消毒器</td> <td>台</td> <td>紫外線消毒器</td> <td>台</td> <td>薬物消毒器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td colspan="4">その他の構造設備</td> <td colspan="4">その他の構造設備</td> </tr> <tr> <td colspan="8">概要</td> </tr> </table>		作業場	㎡	待合所	㎡	作業椅子	脚	洗髪設備	台	ドライヤー	台	蒸気消毒器	台	紫外線消毒器	台	薬物消毒器	台	その他の構造設備				その他の構造設備				概要							
作業場	㎡	待合所	㎡	作業椅子	脚	洗髪設備	台																																																												
ドライヤー	台	蒸気消毒器	台	紫外線消毒器	台	薬物消毒器	台																																																												
その他の構造設備				その他の構造設備																																																															
概要																																																																			
作業場	㎡	待合所	㎡	作業椅子	脚	洗髪設備	台																																																												
ドライヤー	台	蒸気消毒器	台	紫外線消毒器	台	薬物消毒器	台																																																												
その他の構造設備				その他の構造設備																																																															
概要																																																																			
<p>美容所と同一の場所以て開設する理容所の開設(予定)年月日</p> <p>年 月 日</p>																																																																			
<p>備考</p> <p>1 開設者の生年月日は、法人である場合には記入しないこと。</p> <p>2 「美容所と同一の場所以て開設する理容所」欄は、開設しようとする美容所と同一の場所以て開設されている場合又は理容所の開設の届出がされている場合(この届出と同時に同行する場合を含む。)に記入すること。</p>		<p>備考 開設者の生年月日は、法人である場合には記入しないこと。</p> <p>(略)</p>																																																																	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

